

第1種電気工事士免状の交付申請(試験合格者)においてよくあるお問合せ(FAQ)

| | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 実務経験は、試験合格後のみカウントするのか。 | カウントする実務経験は、試験合格の前後を問いません。 |
| 2 | 制度改正が行われる前に試験に合格し、実務経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、免状の交付が受けられるか。 | 試験に合格した時期によらず、必要な実務経験年数が3年以上となりました(令和3年4月1日以降)。 |
| 3 | これまで大学・高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これは短縮されるのか。 | 令和3年4月1日以降、必要な実務経験年数が短縮されるのは、大学・高専の電気工学系卒以外の方です。 このため、大学・高専の電気工学系卒の方は、引き続き、3年以上の実務経験が必要です。 |
| 4 | 電気工作物の維持・管理・運用業務は実務経験に当たらないのか。 | 試験合格の場合には当たりません。 |
| 5 | 試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応方法を教えて欲しい。 | (一財)電気技術者試験センターのホームページから再発行の申込書をダウンロードし、同センターに再発行を依頼してください。 (一財)電気技術者試験センター(外部サイト) https://www.shiken.or.jp/ |
| 6 | 建設業許可を受けているみなし業者が実務経験を証明する場合、証明者の「電気工事業の登録等の番号」に記載する番号は、建設業許可の番号でよいのか。 | 建設業許可の番号ではなく、都道府県や国(経済産業省等)に電気工事業開始届を提出した際に、交付される受理通知書に記載の届出番号を書いてください。書類で確認できない場合は標識で確認してください。 |
| 7 | 試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例:現住所はA県外だが、住民票を移さなかつたので住民票登録地はA県内のままのケース | 申請先は、免状交付申請書提出時点における住民票登録地の都道府県となります。なお、免状交付申請書には住民票上の住所をご記入ください。 例のケースでは、A県が申請先となります。例とは逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地はA県外)は、住民票登録地の都道府県が申請先となります。 |
| 8 | 試験に合格してからかなりの時間が経過しているが、免状を発行してもらえるか。 | いつまでに申請しなければならないという申請期限はありません。 |
| 9 | 返信用封筒の宛先として、申請者の住所ではなく、勤務先又は学校の住所を記入することは可能か。 | 可能です。また、企業・学校等で複数人の申請をとりまとめて行う場合は、複数人分まとめて1通の返信用封筒で免状を発送する事も可能です。 |
| 10 | 婚姻等により試験合格通知書と氏名が異なる場合、どうしたらよいか。 | 免状申請に必要な提出書類のほかに、戸籍抄本の原本も提出してください。 |

| | | |
|----|---|---|
| 11 | 高圧電気工事技術者試験合格者および電気主任技術者免状保有者であって、第一種電気工事士免状交付を受けようとする者が必要とする実務経験年数は改正されないのか。 | これまでと同じであり、高圧電気工事技術者試験合格者については3年以上、電気主任技術者免状保有者については5年以上が必要となります。 |
| 12 | 実務経験証明書に証明者の押印は必要か。 | 個人が電気工事の実務を証明して貰う際の証明者の押印は必要です。 |
| 13 | 実務経験証明書の証明者は、代表者でなければだめか。 | 実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしていますが、営業所長又は支店長等に実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その方でも差し支えありません。 |
| 14 | 一人親方の場合又は勤務していた会社が倒産した場合、実務経験の証明は誰が行えばよいのか。 | 次のいずれかの書類で証明いただきます。 1 2以上の電気工事業者等が証明する書類 2 財団法人電気工事技術講習センターその他電気に関する工事又は保安に係る事業を行う公益法人の代表者 3 電気工事工業組合等に加入している場合は、組合等が証明する書類 4 その他、申請者が実務経験を有することを確実に証明する書類 例：登録簿の謄本（主任電気工事士であった者は、これで3年間の実務経験の証明になる） 電気工事業法第26条の帳簿の写し（作業者欄に氏名が記載されている帳簿に限る） |
| 15 | 法人が当該法人の代表者の実務経験を証明する場合、その証明は認められるか。 | 認められます。 |
| 16 | 住民票は本籍省略でよいか。マイナンバーは必要か。 | 住民票の本籍は省略可能です。マイナンバーも不要です。 |
| 17 | 住民票は原本が必要か。 | 住民票は原本が必要です。ただし、一部の都道府県では、住民票を求める代わりに住基ネットを利用しているところがあり、その場合には住民票が不要となります。 |
| 18 | 実務経験証明書の押印は社印や屋号印でもよいか。 | 社印や屋号印は不可です。法人の場合は、代表者印、個人の場合は、私印が必要です。 |
| 19 | 写真のサイズは、試験用の写真(45mm×35mm)を添付してよいか。 | 写真のサイズは、縦40mm×横30mmです。 |
| 20 | 手数料を収入証紙で支払う場合、収入印紙でもよいか。 | 収入印紙は収入証紙の代わりにすることはできません。 |
| 21 | 免状交付申請書に押印は必要か。 | 押印は不要です。 |